

平成22年 教育委員会第13回定例会 会議録

日 時 平成22年7月27日（火） 午後3時00分～午後3時46分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

（１）平成22年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

【指導課】

（１）平成23年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

（２）平成23年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択

第 2 報告

【指導課】

（１）平成23年度使用 小学校教科用図書選定委員会答申

第 3 その他

出席委員 （５名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員 （８名）

子ども・教育部長	立川 資久
参事（子ども健康担当）	清古 愛弓
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫
学務課長	門口 昌史
指導課長	坂 光司
指導課統括指導主事	杉本 真紀子

欠席職員 （２名）

次世代育成担当部長	保科 彰吾
子ども支援課長	眞家 文夫

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございまして、傍聴を許可しておりますのでご報告をしておきます。

 それでは、ただいまから平成22年教育委員会第13回定例会を開会します。

 これも本当は開会前に申し上げたほうが良かったんですが、なかなか、狭い部屋ではあるんですけども、事務局側の発言も含めて聞きにくい部分があるので、マイクを用意して、マイクでもってお話をしたほうがいいのではないかとというようなことを申しましたら、今日、試しにそういう装置をつけていただきましたので、ご発言のときには、ひとつ、マイクを使って試しにやっていただこうというふうに思いますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

 保科次世代育成担当部長と、眞家子ども支援課長は、別の会議に出席のため欠席です。

 それでは、本題に入りますが、今回の署名委員は福澤委員にお願いいたします。

◎日程第1 協議

子ども総務課

- （1）平成22年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価指導課
- （1）平成23年度使用 特別支援学級用教科用図書採択
- （2）平成23年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択

市川委員長 それでは、日程第1、協議に入ります。

 初めに、平成22年度、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、子ども総務課長からお願いします。

子ども総務課長 それでは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価ということでございますが、教育委員会の事務事業の執行状況を自己点検しなさいということが法定されまして、これは20年度からということになります、そういうことが義務づけされた。今年度で第3回目ということになります。

 法の規定につきましては、お手元の子ども総務課資料の下段の方に抜粋を載せております。地教行法の27条でございます。

 これを見ますと、実施に当たっては有識者の識見を活用してやりなさいよということになっておりまして、去る7月9日に有識者の方に集まっていたきまして、今年度22年度の点検についてどうするかということでご議論いただいた経過がございます。

その際に、この点検評価は始まって3年目なんですけれども、お手元に昨年度、21年度の報告書がございますが、当初よりこのスタイルで評価表を用いて、事業を個々に評価していこうということで始めた経過もございますので、この3年間は同一の手法をもってやるべきではないかと、その結果を見ていくということも大事だということでの発言もいただいています。今般、昨年、一昨年同様に、評価表を用いまして、個別の事業の有効性、必要性等々を評価し、次回に生かすということにさせていただきたいというふうに思います。

対象となる事業につきましては、先ほどの資料の表に書いてございますけれども、21年度において行った事業、そして、特に区の施策として主要な事業であると定めた重要事業がございます。これにつきまして点検及び評価をしたいということでございます。

主としてはこれを中心にやるということでございますので、この場におきまして、ほかの事業についても評価すべきではないかというご意見をいただければ、またそれも含めてやりたいというふうに思っております。ただ、中心となるのは、この主要施策と言われる14事業を中心にやっていきたいというふうに思っております。

なお、裏面をちょっと見ていただきますと、本年度の評価・点検のスケジュールを示してございます。本日は7月27日でございます。教育委員会定例会において対象事業を決定させていただいて、8月から作業に入り、有識者等々の議論も踏まえて、年内には教育委員会における1つの成案をつくりたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

市川委員長

本件については、前回スプリングレビューの、どういうふうにそれが進んだかというような話もお聞きしているわけなんですけれども。

本件につきまして説明が終わりましたけれども、何かご発言があればお願いしたいと思います。

やり方としては、前回というか去年と同じようにさせていただきたいというふうなのが……

子ども総務課長

評価シートを用いて。

市川委員長

はい。事務局からの提案でございます。

それに限らず、項目としてこういうこともあるんじゃないかというようなことがあれば、お願いをしたいと思います。

子ども総務課長

委員長、すみません。ちょっと補足をさせていただきます。

今、対象事業が14事業挙がっておりますが、やはり教育委員会として、これだけではないはずだという思いもあろうかと思えます。

実は、お手元に資料として、21年度の「こども・教育部 事務事業 予算・決算」という資料を配付をさせていただいております。これが事務事業のくくり方によって、その数は、幾つあるんだと言われても難しいところがあるんですが、これは全貌を示しております。教育委員会で実施をしており

ます事務そして事業の全体像でございます。この場でこれがというのものなかなか難しいかとは思いますが、この資料、そして既にお渡しをしております事務事業概要——厚い冊子ですね、こういったものを参考に見ていただいて、このことについては、やはりもう一回振り返って点検する必要があるんじゃないかというようなものがございましたら、できれば今月中にでも、事務局である私のほうにご連絡をいただければというふうに思います。

つけ加えさせていただきます。

市川委員長

今の追加の説明を含めて、何かご発言があればお願いしたいと思います。

まず、それでは、スケジュール的にはこういったことで、専門委員といたしますか、委員さん方に検討していただくというような、有識者会議を持って、こういうふうにして進めていくということでよろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長

それでは、スケジュール的にはこういうことで進めてもらいたいということをお願いします。

それから、中身については、何か前回からの引き続きで、こういうようなことも取り入れたほうがいいんじゃないかというようなこととか、この項目についてはどうなっているんだというようなご意見がもしあれば、伺わせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

中 川 委 員

意見ではございませんが、ちょっとこれを今拝見してすぐにとというのは、やっぱり無理なので、うちへ帰りまして、内容もあわせてじっくり見させていただきたい。今月末までの宿題とさせていただきます。

市川委員長

何か締め切りみたいなのがありますね。今月中じゃなくて、来月中。

子ども総務課長

ええ。できれば、これから作業に入りますので、今月中にご意見いただければと。ちょっと短いんですが。

市川委員長

それは、事務的にはそういうことなんでしょうが。

子ども総務課長

それは少々過ぎても結構でございますので。

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それじゃ、そういうことにさせていただきますと思います。

次でございますが、次は平成23年度使用の特別支援学級用教科用図書の採択について。これは指導課長から説明してください。

指 導 課 長

はい。それでは、まず、私から、教科書関係の議事について、流れを説明させていただきます。本日、教科書関係の議事は3種類ございまして、協議で2種類、そして報告で1種類ということでございます。

まず最初に、今、委員長からご指示ありました特別支援学級の教科書採択、いわゆる固定級、千代田小に設置している固定級の、来年度使用する教科書を決めていただくご協議をお願いします。

その次に、中等教育学校後期課程用教科用図書ということで、高校部分の教科書の採択にかかわる内容でございます。

そして、報告では、来年度から4年間使用します、小学校の教科用図書選定委員会から答申がございますので、これを受理いただければということでもあります。

まず、特別支援学級の教科書採択については、子どもの状況が大きく変わりますので、通常4年に1回の採択ですが、これについては毎年採択をしていただいております。子どもの状況に応じて、来年度使用する教科書はこういったものがないだろうと。これについては、本区の場合、千代田小1校しか設置しておりませんし、校長が選定委員会を校内に設置して、子どもたちにふさわしい教科書を選定し、教育委員会に申請するという形になっております。その申請についてご協議いただき、次回以降に決定していただくという運びでございます。

また、九段中等教育学校の後期課程、高校の教科書については、各学校によって、子どもたち、生徒の状況、学力が非常に多岐にわたりますし、カリキュラム、いわゆる時間割りが各学校において大きく異なりますので、校長の権限と責任の中で教科書を選定いたします。これを教育委員会に申請し、教育委員会で最終的には決定していただくということで、小学校や中学校の地区の中の小中学校それぞれで同一のものをを使うという考え方と採択の方法が若干異なっております。

それでは、詳細につきましては、担当の統括指導主事から説明をさせていただきます。

指導課統括指導主事

それではまず、平成23年度使用、特別支援学級用教科用図書採択について申し上げます。

特別支援学級用の教科書採択につきましては、そのシステムについては、資料3ですけれど、お配りいたしました特別支援学級用教科用図書採択という資料の、8ページ目に資料3というものがございます。こちらに記載してあるとおりということになります。

ただいま指導課長の説明いたしました内容と多少重複いたしますけれど、確認をさせていただきたいと思います。

まず、採択の方法、1というところをごらんください。採択の方法につきましては、途中からになりますけれど、下3行目のところですが、「また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする」ということがあります。

特別支援学級用の教科用図書につきましては、この資料3の3、採択の原則というところにありますように、原則としては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用するということになっていますが、それを使用することが適当でない場合には、これに代わる一般図書を使用することができるということがありまして、これは学校教育法附則第9条に書かれてあります。そういったことから、「第9条図書」という言い方をしますが、本日申し上げます特別支援学級、千代田小学校からの選定結果一覧の中には、このように一般図書というものがありますので、そのところをまずご了解くだ

さい。

また、この資料3の4、教科用図書採択の関係図ですけれど、このように特別支援学級設置校長からの選定結果の申請により、教育委員会が選択するということになっています。

また、同じ資料3の5、特別支援学級（固定）の在籍状況ですが、現在このようになっています。したがって、今回ここで採択をする教科書は、次年度、平成23年度用になりますので、ここに記載してあります児童が次の学年に進んだときに使用するものということになります。

それでは、このような制度に基づきまして、先日、資料1にありますように、7月16日付、22千千小発第44号をもちまして、特別支援学級設置校長より教科用図書選定についてという申請がありました。この申請には、選定された教科書の一覧とともに、資料2にありますように、選定理由書も添付された形で提出をされてきております。

それでは、資料1の前の「特別支援学級教科用選定結果一覧」をごらんください。

千代田小学校で調査研究した結果ですけれど、第1学年につきましては、全種目、通常学級使用の教科書を使うということで申請されております。第2学年、第3学年も同様に、通常学級使用の教科書を使用するという事です。

その次、第4学年ですけれど、このように、これは先ほど申し上げました学校教育法附則第9条本ということになりますけれど、このような一般図書が各種目申請されてきております。これらの一般図書ですけれど、この表の一番右に「発達段階」という欄があります。この発達段階はこの1ページ目の下のほうに、「学校教育法附則第9条の規定による教科書について」ということで、「「発達段階」の表示」とありますが、東京都教育委員会が調査研究をしまして、このような発達段階の児童・生徒に適切な教科書となるということで、ABCという発達段階を示したものです。これらにつきましては、今、事務局に1冊しかありませんので、私のところにしかありませんけれど、このように東京都教育委員会が調査研究をした結果ということで、一般図書につきましては調査研究の結果が掲載されています。これをもとにして、特別支援学級設置校では調査研究を行ったということになります。

そして、第5学年ですけれど、現在の第4学年の在籍がありませんので、来年度、次年度は在籍なしということで、特に調査研究、選定の作業はしてありません。

第6学年も第4学年と同様に、各種目で附則第9条本、一般図書から選定ということで、申請をされております。

そして、これらの教科書を選定したということの理由として、先ほども少し申し上げましたが、資料2ですけれど、こちらのほうに理由が記載されています。この理由書の書き方ですけれど、斜線部分は、通常学級で使用する教科書を使うという選定をした箇所については斜線ということになっていま

市川委員長
指導課統括指導主事

す。また、教科に斜線が引かれているところは、その学年ではカリキュラム上、教育課程上、その教科は履修をしないということになっているところだ。

したがって、今回、千代田小学校から申請された中にあります選定理由書に、実際に記載がありますのは第4学年と第6学年ということになります。

このように、調査研究の結果を選定理由書等にまとめまして、選定結果一覧ということで、千代田小学校から申請をされました。

特別支援学級用教科用図書につきましての説明は以上です。

続きまして、九段中等の後期課程について説明してよろしいですか。

はい。結構ですよ。

それでは、続きまして、平成23年度使用、九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択について申し上げます。

中等教育学校の後期課程用の教科書の採択につきましては、どのような制度になっているかということは、資料5のほうをごらんいただけますでしょうか。

まず資料5に、その基本方針ということで、このような制度になっております。ここにありますように、中等教育学校後期課程につきましては、学校の選定結果などを総合的に判断して、教育委員会が採択するということになっています。そして、その選定作業を九段中等教育学校のほうで行ったわけですが、学校では資料4、学校で作成しました設置要綱に基づきまして、資料3の選定委員会を組織し、調査研究を進めました。その選定結果としまして、資料1にありますように、7月20日付、22九中発第348号をもちまして、選定結果を資料2の選定理由書とともに提出がなされました。

それでは、選定結果一覧につきまして説明申し上げます。資料1の前の平成23年度使用、千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科用図書選定結果一覧をごらんください。

平成23年度の各教科各科目の教科書につきまして、九段中等ではこのように調査研究の結果、選定をいたしました。そして、この中で、少し説明をつけ加えますけれど、使用学年という欄に下線が引かれているところがあります。これはその学年で、次年度、初めてカリキュラムに入る科目ということになります。したがって、その学年、その科目については、本校初めての採択になるということになります。

そしてまた、備考欄ですけれど、備考欄に「替」という文字が入っている部分があります。これは2ページ目、裏の面に幾つかありますが、これは平成22年度、今年度の教科書から次年度は採択替えをするということになります。ただ、採択替えをするといういいましても、中には、例えば5年生で使用する教科書、次年度採択替えをするというところにつきましては、実際には、今年度、4年生の段階で使用している発行者と同様にすることによって、指導の連続性を保つですとか、そのような学校の実態などがあります。

九段中等では、九段中等で使用することが適当であるかということ、また生徒の実態、そういったことを含めまして、総合的にどの教科書がふさわしいかということで調査研究をして、選定をしております。結果的に、次年度にあたっては、このように5カ所に「替」ということが入ってきております。

そしてまた、1カ所、ちょっとこれは修正をお願いしたい部分がございます。同じ選定結果一覧の中の2ページ目ですけれど、外国語の中の下から6段目、「ライティング」のところですが、この使用学年、「5年」のところに下線がありますが、これは下線をとっていただけますでしょうか。申しわけございません。5年生が今年度もこのカリキュラムを履修をしておりますので、次年度の新しい教育課程上のカリキュラムということではありませんので、ここは修正ということで、5年の下線を消していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、特別支援学級用教科用図書採択、そして九段中等教育学校後期課程用教科書採択についての説明は以上とさせていただきます。お願いいたします。

市川委員長 説明は以上でございます。本件については、どういう仕組みになっているかということも含めて、前回でしたか、一応説明を伺っているところですが、本日はその具体的な教科書名あるいは9条本の話が出てきましたけれども、こういうふうに、それぞれの学校から申請が出ましたということでございます。

何かご質問があれば、お願いしたいと思いますが、どうぞ。

中川委員 今は、中学校は休級なんですけど、中学校とそれから小学校の4年生が在籍なしということですけど、もし途中から入ってきた場合とかはどのように対処されるんですか。

市川委員長 転校という意味ですか。

中川委員 そうですね。

市川委員長 転校した場合、どういうふうにするのかということ。

指導課統括指導主事 そのときには、その児童生徒の状況等をよく見ましたところで、その時点での教科書選定、採択ということになります。

市川委員長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

指導課長 ちょっと補足をさせていただきます。

今の件については、基本的にはこの資料の特別支援学級用の採択資料を1枚めくっていただいたところに、1年生から3年生までは通常学年の使用教科書を使いますよと。つまり、通常学級の教科書をそのまま使っていくという考え方ですが、これが転校生等には、あるいは休級になっている学級については適用されます。在籍した段階で、また採択事務をお願いするというのが基本的な考え方です。

中川委員 校長先生にですね。

指 導 課 長

はい。

それから、中等教育学校の後期課程の件ですが、お手元の採択資料を1枚めくっていただきますと、結果一覧が出ておりますけども、3学年で43種類の教科書を選定しております。昨年度、本校は6学年完成しましたので、昨年度の採択で、それまで子どもの実態に合わせて教科書をかえたりはしてきたんですけども、ほぼ固まった状況がこれであります。

アンダーライン等の説明が先ほどありましたけれども、自由選択科目等で講座が増えた場合に、この6年生や5年生で、新たにこの教科書を採用するよということで、表現になっています。43種類の教科書なので、詳細は添付の資料2、A4横に細かく書いてあるんですけども、傾向といいますか、特徴を簡単に申し上げますと、教材が豊富である教科書、これは基本的なものからハイレベルなものを含めて、わかりやすく発展的な内容も取り上げているというものを選んでいきます。

それから、教材は豊富になりますが、難易度のバランスですとか、教材の長いもの、短いものなど、バランスを配慮しております。

そして、三つ目としては、本校の生徒の興味を引き出すものということで、今日的な社会問題などの要素を多く含んでいたり、あるいは学び方、主体的な学習を促すような工夫をされているもの。これだけたくさん、43種類ありますので、全部に共通するかというと難しいのですが、大きな傾向として、キーワードであらわすとすると、教材が豊富なこと、そしてバランスが良いもの、そして本校の生徒の興味を引き出すつくりになっているもの、こういうところに着目して、本校は選定をしております。

説明は以上でございます。

市 川 委 員 長

いかがでしょうか。そういう説明を聞いて、いきなりいかがでしょうかというふうに私のほうからお尋ねしても、なかなか教科書それ自体を見てから発言をしたいとかございましょうから。

特にございませんでしたら、本件、意見の説明がございましたけれども、次回のこの委員会で議案として提出をされますので、その際にも、またご発言をいただければと思います。

議案ですから、採択の議決をいたしますので。大変時間が短いようですけども、よろしく願いをいたします。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市 川 委 員 長

それでは、先ほど申しましたように、次回の教育委員会の議題として取り上げたいと思いますので、その間、ひとつよろしく——受験勉強みたいですが、というようなことでご検討を。

該当の教科書については、教育委員会の事務局へ来ればいつでもごらんになれるということのようでございますので、ぜひ、その点もひとつよろしく願いいたします。

◎日程第2 報告

指導課

(1) 平成23年度使用 小学校教科用図書選定委員会答申

市川委員長	それでは、次でございますけれども、報告事項ですね。それでは、小学校の教科用図書選定委員会の答申ですね。これについて、説明をお願いします。
指導課長	それでは、平成23年度使用小学校教科用図書選定について説明を申し上げます。 本件につきましては、「千代田区立小・中・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱」、これに従いまして、6月15日に教科用図書選定委員会を開催いたしまして、選定委員長並びに副委員長を選出し、調査研究を進めてまいりました。 本日、小学校教科用図書選定委員会委員長代理の副委員長、額賀聡校長から答申をいただきます。 それでは、お願いいたします。
市川委員長 額賀小学校教科用 図書選定副委員長	どうもご苦労さまです、お暑いです。 はい。それでは、平成23年度使用、小学校教科用図書選定委員会選定審議結果を答申いたします。 まず各委員会の構成について述べます。各委員会の構成は答申書に添付しております資料1及び資料2をごらんください。選定委員長は鈴木邦夫、副委員長は額賀聡でございます。調査委員は各学校の校長から推薦がありました主幹教諭、主任教諭、教諭について、要綱に従って確認書を提出し、教育委員会から委嘱いただきました。 次に、調査研究の経過と答申概要について述べます。 調査研究の経過及び答申の概要は、同じく答申に添付してございます資料3をごらんください。6月15日に第1回教科用図書選定委員会を開催し、選定委員長から各学校長に教科用図書調査委員の推薦を依頼し、あわせて教科用図書研究会の開催を依頼いたしました。教科用図書研究会は、各校において6月15日から7月7日まで行い、本日、調査書を様式1として報告しております。教科用図書調査委員会は7月12日に開催し、本日、調査教科書一覧表、様式2として報告しております。教科用図書選定委員会では、各回の調査を受け、7月20日に第2回教科用図書選定委員会を開催し、調査研究を進め、答申書を作成いたしました。 それでは、答申書をお渡しいたします。 平成22年7月27日、千代田区教育委員会殿。教科用図書選定委員会委員長、鈴木邦夫、代理、副委員長、額賀聡。平成23年度使用、小学校教科用図書選定について。答申。本委員会では、平成23年度使用、小学校教科用図書選定について調査研究を進めてまいりましたが、このたび選定審議結果を下記のとおりとまとめましたので、ここに答申いたします。

	記。選定審議結果。一つ、教科用図書研究会調査結果、別添様式1、調査書。一つ、教科用図書調査委員会調査結果、別添様式2、調査一覧表。一つ、教科用図書選定委員会調査結果、別添様式3、調査研究資料選定答申書。 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
市川委員長 指 導 課 長	ご苦労さまでした。ありがとうございます。 ただいまの答申とあわせまして、事務局から研究資料の一環としまして、選定委員会議事録及び参考資料として、教科書展示会の報告を提出させていただいております。 なお、答申していただいた研究資料及び議事録は、要綱第8条（審議の公正確保）に従いまして、8月24日の採択予定日まで非開示とさせていただきますので、取り扱いについてご注意をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
市川委員長	それでは、どうもご苦労さまでございました。 教育委員会といたしましては、答申をいただきました調査報告書、調査研究の結果を生かしまして、今後とも十分期日までに調査研究を進めまして、私どもの責任と権限において採択を行いたいと思います。 重ねて申し上げます。本当にこの暑い中、ご苦労さまでございました。ありがとうございます。 よろしゅうございますか。 （了 承）
市川委員長	ただいま申し上げましたので、重ねてということになりますが、8月24日で小学校の教科用図書については採択をすることにいたしますので、どうぞひとつ、また、暑くて大変でしょうが、お勉強なさるのでございますれば、どうぞ事務局のほうに何なりと申し入れて、よろしくお願いをしたいと思います。

◎日程第3 その他

市川委員長	それでは、その他の報告事項でございますけれども、各課長から何かあれば報告を願いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。 特になければ、教育委員の先生方から何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。
中 川 委 員	保育園の待機児童が40名いるということで、緊急保育施設をつくりましたけども、現在は、待機児童はどうですか。
市川委員長	担当課長が今いないんですね。わかりますか。 それじゃ、後ほど報告してください。ほかによろしゅうございますか。 （「なし」の声あり）
市川委員長	それでは、特にないようでございますので、本日の定例会を閉会にいたします。

次回 8 月 10 日の定例会は休会といたしまして、先ほどより申し上げておりましたとおり、8 月 24 日に開催いたしたいと思います。

それでは、どうもご苦勞様でございました。